

令和8年度 徳島大学病院における看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

項目	現状	目標	具体的な計画
<p>看護補助者 (看護助手、看護アシスタント、夜勤専従看護補助者)の雇用促進と協働促進</p>	<p>2021年9月より看護アシスタントとして医療系学生、同年11月に派遣社員の夜間雇用、2024年8月から夜勤専従看護補助者(契約職員と派遣社員)、2025年10月から日勤で病棟事務的補助を主とする、エイドアシスタント(派遣社員)、2026年2月から日勤で直接ケア等を主とする看護助手(派遣社員)を導入した。</p> <p>2026年3月末、看護部職員：看護助手は44名、看護アシスタント(医療系学生16名、夜勤専従1名)、派遣社員：日勤4名、夜間13名、夜勤専従3名である。看護部職員は募集を継続している。</p> <p>そして、働きやすい職場づくり委員会では、看護職と看護補助者がチームとして協働し、看護職がより高い専門性を発揮することで、安全で質の高い看護ケアを提供することを目指し活動を継続していく。</p>	<p>雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護部職員では、病棟内・外での雇用促進を進める。 <p>協働促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護補助者(看護助手：看護部職員、派遣社員、看護アシスタント：医療系学生・派遣社員、夜勤専従看護補助者：契約職員、派遣社員)と看護業務のタスク・シフト/シェアを行う 職務満足度、患者満足度向上が昨年度より向上する 「急性期看護補助体制加算25対1」(看護補助者5割以上)を継続する 	<p>雇用</p> <ol style="list-style-type: none"> 院内向け：募集案内ポスターを掲示する、看護部運営会議にて職員へ募集案内をする 院外向け：看護部HP・当院Instagramに求人募集の掲載、徳島県看護協会ナースセンターに動画掲載、院外での看護職募集案内時や養成学校に募集の説明、ハローワークへの登録 <p>協働促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 看護補助者間(直接ケア等を主とする看護助手と病棟事務的補助を主とする看護助手)の交流会を実施、タスク・シフト/シェア、PNSマインドの醸成 夜勤専従看護補助者の有効なタスク・シフト/シェア、応援体制を検討する 看護補助者マニュアル4種類(看護補助者：共通版第2版、看護助手：第2版、看護アシスタント：第1版、夜勤専従看護補助者：第1版)の周知、活用、修正をする 看護職と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行う 看護補助者関連の診療報酬加算の算定状況について医事課、経営企画課と適宜検討する 働きやすい職場づくり委員会での職務満足度、患者満足度調査の結果が昨年度より向上する

<p>業務量の調整</p>	<p>令和7年度の時間外勤務時間は、平均5.0時間(昨年度5.1時間)であった。</p> <p>部署間の応援調整については、朝夕 Web ミーティングを実施している。朝は全看護師長、夕は7:1病棟の看護師長間が参加している。時間外・休日は宿日直師長が実施する。看護職員の勤務時間や時間外勤務時間及び有給休暇の取得状況については、総務担当副看護部長が毎月確認している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、夕の応援体制を継続する ・グループ間応援体制の整備を継続する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 勤務人数や業務量に応じ、一時的に所属病棟以外の病棟への応援を行う体制を確立する ② 勤務計画作成時に、夜勤人数・回数、勤務間隔、代休を把握する ③ 勤務実績として、時間外勤務時間、年休取得状況を把握する ④ スタッフや看護管理者が、タイムマネジメントを行い適正な労務管理に努めるよう必要に応じて看護部運営会議で就業管理について説明する
<p>多様な勤務形態の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の夜勤の勤務形態は変則2交代(16時間・12時間)、3交代があり、各個人の希望や生活スタイルに合わせ選択できる。また、夜勤の補完として早出、遅出務を設定している。 ・ヘルシーワークプレイスの浸透によりいきいきと働きやすい職場環境づくりを推進している。 ・柔軟な勤務時間での雇用を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本看護協会の「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を適宜順守し、夜勤・交代制勤務の負担を軽減する。 ・職員のワークエンゲージメントの向上につとめる。 	<p>ヘルシーワークプレイスの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務と勤務の間隔は11時間以上あける ・夜勤回数・夜勤の連続回数・連続勤務日数などの勤務編成の基準の導入 ・夜勤後の暦日の休日の確保 ② 職務満足度調査の実施、分析
<p>夜勤負担の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤専従看護師を導入し、月平均10名である。令和7年度は、一般病棟、精神病棟の看護職員1人あたり月平均夜勤時間数は60時間後半で推移し、72時間以内を維持できている。 	<p>夜勤専従看護師の確保により、看護職員の看護職員1人あたり月平均夜勤時間数は72時間以内が継続できる</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 夜勤専従看護師として勤務できる看護師を募集する ② 夜勤専従者の就業期間は、1ヶ月を単位とし、連続で6ヶ月までとし健康面のチェックを実施する ③ 各部署の夜勤状況を毎月把握し、適切な労務管理を実施する